

# 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の 交付申請を！

## ■限度額適用・標準負担額減額認定証とは

長寿医療（後期高齢者医療）制度では、入院時の一部負担金と食事を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

## ■入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額（月額）	標準負担額 （入院時の1食当たりの食事代）	
		90日までの入院 過去12カ月以内に 90日を超える入院	210円 160円
低所得Ⅰ	15,000円	100円	
低所得Ⅱ	24,600円		
一般	44,400円	260円	

## ■該当する方

**低所得Ⅰ** 世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる方

**低所得Ⅱ** 世帯員全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰに該当する方を除く）

## ■手続き方法

申請した月の初日から適用となります。該当すると思われる方は、健康保険課老人医療係で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

## ■すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。

## ■申請に必要な物

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑

■問い合わせ・申請先 八重瀬町役場健康保険課 老人医療係 TEL 998-2210



問い合わせ先  
八重瀬町教育委員会社会教育課（文化班）  
TEL 098-835-7500

## 「企画展」

# 発掘調査速報展

☆平成19～20年度に行った発掘調査の  
成果を展示報告致します！！

場 所：八重瀬町立具志頭歴史民俗資料館  
（常設展示室内）

入館料：大人200円、高校生以下100円  
（常設展示も観覧可）

期 間：平成21年8月4日～30日まで  
（9時00分から17時00分）

※ただし、毎週月曜日は休館日

# 長寿医療（後期高齢者医療）制度 被保険者の皆様へ

## 平成21年8月から 被保険者証が切り替わります (有効期限が平成22年7月31日となります)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成21年7月31日	
被保険者番号	01261072
住所	〇〇市(町村)〇〇丁目〇〇番地
氏名	八重瀬 太郎 男
生年月日	大正 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合印

➡

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成22年7月31日	
被保険者番号	01261072
住所	〇〇市(町村)〇〇丁目〇〇番地
氏名	八重瀬 太郎 男
生年月日	大正 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合印

1. 新しい被保険者証は7月下旬までに、郵送又は窓口で交付します。  
※窓口交付の方は通知書を送ります。
2. 被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。
3. 8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を見せてください。
4. 4月、8月以降に、期限の切れた保険証は破棄していただきますようお願いいたします。  
※有効期限の違いしかありませんのでご注意ください。



**お問合せは** 八重瀬町役場 健康保険課 老人医療係 TEL. 998-2210



### 相談窓口を設置

専門相談員があなたの身になって相談にのります

#### みなみの里

毎日受付しています。  
電話・メール・ファックス  
訪問・直接来所して相談  
相談員 大城幸子・久手堅憲太  
電話 997-3900  
FAX 997-3901

#### 相談支援事業所

#### 町社会福祉協議会

月曜～金曜  
日中受け付けています  
電話 998-8411  
FAX 998-8999  
相談員 新垣安大

### 社会福祉課 だより

障がい者・家族  
支援します

困ったことはありませんか・・・  
一人で悩まず相談を

障がいのある人々が、地域で安心して暮らせる  
社会の実現を目指し、いろいろな支援します。  
「困っている、悩んでいる、サービスを受けた  
いがわからない」という方、まず相談してみてください。